法人にあっては名称 及び代表者の氏名 宛て

特許庁長官 名

国際出願促進交付金交付決定通知書

○○○○年○○月○○日付けで受理した国際出願促進交付金交付申請書については、国際出願促進交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条第1項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付金の交付対象となる手数料の内容は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで受理した国際出願促進交付金交付申請書に記載のとおりとします。

国際出願番号 PCT/JP○○○/○○○○ 交付金の交付対象となる手数料 ○○手数料 納付済金額 金○○○,○○○円

2. 交付金の交付決定額は、次のとおりとします。

交付金の額 金〇〇,〇〇〇円

3. 交付金の交付を受けた者は、交付要綱の定めるところに従わなければなりません。 なお、交付要綱に違反する行為がなされた場合、交付要綱第10条の規定により、交付決定の 取消、交付金の返還の措置が講じられ得ることに留意してください。

責任者:特許庁審査業務部出願課国際出願室長 〇〇

担当者:〇〇、〇〇

電 話:03-3581-1101 (内線2643)